

フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則第 49 条第 1 号に基づき知事が認める者の認定等に関する要領

(目的)

第 1 条 この要領は、フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律施行規則（平成 26 年経済産業省・環境省令第 7 号。以下「省令」という。）第 49 条第 1 号の規定に基づき、第一種フロン類充填回収業者（以下「充填回収業者」という。）の引渡義務の例外として、第一種フロン類再生業者又はフロン類破壊業者（以下「再生業者等」という。）に確実に引き渡す者として知事が認める者（以下「省令 49 条認定事業者」という。）の認定等に関して必要な事項を定めることを目的とする。

(認定の対象者)

第 2 条 省令 49 条認定事業者の認定は、フロン類を充填回収業者から引き取り、再生業者等に確実に引き渡すことを業務（以下「業務」という。）とする者を対象とする。

(認定基準)

第 3 条 知事は、前条の認定の申請が次の各号の基準を全て満たしていると認めるときに、認定を行うものとする。

- (1) 省令第 49 条第 1 号に掲げる要件を満たすための体制が整備されていること。
- (2) 事業所にフロン類の性状並びにフロン類の充填及び回収方法について十分な知見を有する者が常駐すること。なお、フロン類の回収に関する相談、技術指導等を行うのに十分な知見を有する者とは、次に掲げる資格等を有する者をいう。
 - ア. 冷媒フロン類取扱技術者
 - イ. 冷媒回収推進・技術センター(RRC)が認定した冷媒回収技術者
 - ウ. 高圧ガス製造保安責任者(冷凍機械)
 - エ. 冷凍空気調和機器施工技能士
 - オ. 高圧ガス保安協会冷凍空調施設工事事業所の保安管理者
 - カ. フロン回収協議会等が実施する技術講習合格者
 - キ. 冷凍空調技士（日本冷凍空調学会）
 - ク. 技術士法第 2 条第 1 項に規定する技術士（機械部門に係る第二次試験に合格した者に限る）
 - ケ. 自動車電気装置整備士（ただし、平成 20 年 3 月以降の国土交通省検定登録試験により当該資格を取得した者、又は平成 20 年 3 月以前に当該資格を取得し、各県電装品整備商工組合が主催するフロン回収に関する講習会を受講した者に限る）
 - コ. 第一種特定製品製造業者（メーカー）が主催する技術講習会等の合格者
- (3) 当該事業所ごとに必要なフロン類回収等設備を有していること（回収設備、容器、保管設備、移充填用設備等）。
- (4) フロン類の使用の合理化及び管理の適正化に関する法律（平成 13 年法律第 64 号）第 29 条

第1項に該当しないこと。

(認定申請等)

第4条 省令49条認定事業者の認定を受けようとする者は、省令49条認定事業者認定申請(様式第1号)に次の各号に掲げる書類を添えて、知事宛てに提出しなければならない。

- (1) 法人格を有する者にあつては、登記事項証明書(法人格を有していない者にあつては、活動内容がわかる書類)
- (2) 事業計画及び事業実績
- (3) フロン類の引取り及び引渡しが確実に実施できることを説明する書類
- (4) 事業所の所在並びに設備の概要及び使用する権限を有することを説明する書類
- (5) 引き取ったフロン類の管理方法を説明する書類
- (6) 参考資料として知事が必要と認めたもの

2 知事は、前項の規定により、省令49条認定事業者の認定を受けようとする者から省令49条認定事業者認定申請書の提出があつたときは、その内容を審査し、認定要件に適合すると認めるときは、当該事業者に対し認定した旨の通知をするものとする。

(変更の届出)

第5条 省令49条認定事業者の認定を受けた者は、次の事項に変更があつたときは、その日から30日以内に、省令49条認定事業者認定事項変更届出書(様式第2号)に変更内容を説明する書類を添えて、知事に届け出なければならない。

- (1) 事業者の名称及び住所並びに代表者の氏名
- (2) 事業所の名称及び所在地
- (3) 引き取りを行うフロン類の種類

(廃止の届出)

第6条 省令49条認定事業者の認定を受けた者が、充填回収業者からのフロン類の引取りを行わないこととしたときは、その日から30日以内に、省令49条認定事業者廃止届出書(様式第3号)により、知事に届け出なければならない。

(省令49条認定事業者の責務)

第7条 省令49条認定事業者の認定を受けた者は、業務に当たり、省令第50条の基準に従いフロン類を運搬しなければならない。

2 省令49条認定事業者の認定を受けた者は、業務ごとに、遅滞なく省令第49条第1号ロの事項を記録し、当該記録をした日から5年間保存しなければならない。

3 省令49条認定事業者の認定を受けた者は、第一種特定製品の整備の発注をした第一種特定製品の管理者、第一種特定製品整備者、第一種特定製品廃棄等実施者、第一種フロン類引渡受託者又は充填回収業者から、これらの者に係る前項の記録を閲覧したい旨の申出があつたときは、正当な理由がない限り、その申出に応じなければならない。

4 省令 49 条認定事業者の認定を受けた者は、省令第 49 条第 1 号ニの事項を 毎年度終了後 45 日以内に、省令 49 条認定事業者のフロン類引取量等に関する報告書（様式第 4 号）により、知事宛てに報告しなければならない。

5 省令 49 条認定事業者の認定を受けた者は、引渡しを受けたフロン類について再生に努めなければならない（製造が禁止されたフロン類を除く）。

（報告の徴収）

第 8 条 知事は、省令 49 条認定事業者に対し、フロン類の充填回収業者からの引取り及び再生業者等への引渡し並びにフロン類回収容器の保管等の実施状況について、報告を求めることができるものとする。

（立入検査）

第 9 条 知事は、その職員に、省令 49 条認定事業者の事務所に立入り、帳簿、書類その他の物件を調査させることができるものとする。

（認定の取り消し等）

第 10 条 知事は、省令 49 条認定事業者が第 7 条に掲げる要件に適合しないこと等不適正と認める事実を確認したときは、期日を定めて改善を指導するものとし、改善が図られないときは認定を取り消すことができるものとする。

附 則

- 1 この要領は、令和 2 (2020) 年 4 月 1 日から適用する。
- 2 この要領は、令和 7 (2025) 年 10 月 1 日から適用する。